

評価者養成講習のご案内 QA 集

- Q1 受講資格について、「(2) 組織運営管理等業務を3年以上している者」になっておりますが、具体的にはどのような経験が必要でしょうか。
- A1 分類2 組織運営管理等業務を3年以上経験している者 の組織とは「常勤職員が20人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員(登記上の役員で常勤の者)として従事している者」となっています。
- 01▲▲R4 01 要項 01 評価者養成講習募集要項 (fukunavi.or.jp) の 別紙1 参照
- Q2 受講のための費用は、NACS が負担してくれるのでしょうか？
- A2 いいえ、これまでも、評価者養成講座の受講や、評価者フォローアップ研修についてはご自身の負担でお願いしてきました。
- Q3 受講を終えて資格が取れた場合、NACS 以外の組織でも登録して活動できますか？
- A3 はい、機構に登録している評価機関で主たる評価者、または、従たる評価者として登録していれば、そこで評価活動を行うことができます。
- Q4 評価者養成講座の申し込みは個人で行うことができますか？
- A4 申し込みは個人では受け付けてもらえません。東京都の認可を受けている評価機関（例 NACS）からの申し込みになりますので、書類準備のため、早めにお申し込みください。
- Q5 NACS から申し込みれば、必ず受講できますか？
- A5 資格審査があります。その結果がわかるのは受講資格審査会終了後、令和4年7月下旬の予定です。
- Q6 養成講座を受講すれば、評価者の資格がとれますか？
- A6 9月に39時間の講義・演習を受講後、最終日に修了試験が実施されます。また9月1日以降2か月の間に、機構の定める評価に補助者として参加し、実習報告書を2週間以内に提出する必要があります。修了試験に合格し、且つ評価実習を修了した者に対して機構から修了証が交付されます。
- Q7 修了証が交付されれば、NACS で評価者として活動できますか、評価する施設については、NACS で用意いただけるのでしょうか？
- A7 現在、NACS では主たる評価者が不足しており評価ができない状況にあります。主たる評価者が3名揃えば評価ができるようになるので、現在、新規の評価者を探しているところです。資格があると思われれば、まずは講習にお申込みください。尚、評価する施設については、新規に開拓する必要があります。

以上